

一般社団法人福岡県保険鍼灸マッサージ師連絡協議会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人福岡県保険鍼灸マッサージ師連絡協議会と称する。

(目的)

第2条 当法人は、鍼灸に係る医学的研究及び施術の提供を行うとともに、はり師・きゅう師及びマッサージ師の資質の向上に努め、もって公衆の福祉と県民医療の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するため、当法人は、次の事業を行う。

- (1) 鍼灸マッサージ医療における社会保険制度の推進に関する事業
- (2) はり師・きゅう師及びマッサージ師の育成及び指導に関する事業
- (3) 鍼灸マッサージに係る知識の普及及び向上に関する事業
- (4) 鍼灸マッサージ学術の振興及び研究に関する事業
- (5) その他前各号に附帯する又は関連する一切の事業

(主たる事業所の所在地)

第4条 当法人は、福岡県北九州市に主たる事業所を置く。

(公告方法)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第2章 社員

(社員の資格の特喪に関する規定)

第6条 福岡県内において鍼灸マッサージ業を営むものは、当法人の社員となるべき資格を有する。

②当法人の社員となろうとするものは、当法人が別に定める方法により当法人の代表理事に申し込み、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 社員は当法人が別に定めるところにより入会金及び会費を支払い、もって当法人の経費を負担する義務を負う。

(社員の資格の喪失)

第8条 社員は、法令の定める事由のほか、継続して6ヶ月以上会費を滞納した場合に、その資格を喪失する。

第3章 社員総会

(定時社員総会の召集時期)

第9条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に召集する。

(社員総会の召集権者)

第10条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が召集する。

(社員総会の議長)

第11条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

②代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議決権の数)

第12条 社員は、各1個の議決権を有する。

(社員総会の決議)

第13条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

第4章 理事

(理事の員数)

第14条 当法人の理事は、2名以上とする。

(理事の任期)

第15条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。

② 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(代表理事)

第16条 当法人に代表理事1名を置き、理事の互選により定める。

(理事の報酬及び退職慰労金)

第17条 理事の報酬及び退職慰労金は、社員総会の決議により定める。

第5章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第18条 当法人は、社員総会の決議により、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第19条 基金は、当法人の解散のときまでこれを返還しない。

(基金の返還の手続き)

第20条 基金は、定時社員総会が決定したところに従って返還する。

第6章 計算

(事業年度)

第21条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第22条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成22年3月末日までとする。

(設立時役員)

第23条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりである。

設立時理事	越智 和明
設立時理事	佐藤 誠治
設立時代表理事	越智 和明

(設立時社員)

第24条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

北九州市八幡西区岩崎二丁目19番29号
設立時社員 越智 和明
北九州市八幡西区沖田五丁目20番2号
設立時社員 佐藤 誠治

(法令の準拠)

第25条 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びにその他の法令に従う。

以上、一般社団法人福岡県保険鍼灸マッサージ師連絡協議会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成21年6月16日

設立時社員 越智 和明

印



設立時社員 佐藤 誠治

印



現在事項全部証明書

北九州市八幡西区岩崎二丁目19番29号
 一般社団法人保険鍼灸マッサージ師協会
 会社法人等番号 2908-05-005488

名称	一般社団法人福岡県保険鍼灸マッサージ師連絡協議会	
	一般社団法人保険鍼灸マッサージ師協会	平成24年 5月28日変更 平成24年 5月29日登記
主たる事務所	北九州市八幡西区岩崎二丁目19番29号	
法人の公告方法	当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。	
法人成立の年月日	平成21年6月16日	
目的等	<p>目的</p> <p>当法人は、鍼灸に係る医学的研究及び施術の提供を行うとともに、はり師・きゅう師及びマッサージ師の資質の向上に努め、もって公衆の福祉と県民医療の発展に寄与することを目的とする。その目的を達成するため、当法人は、次の事業を行う。</p> <p>(1) 鍼灸マッサージ医療における社会保険制度の推進に関する事業 (2) はり師・きゅう師及びマッサージ師の育成及び指導に関する事業 (3) 鍼灸マッサージに係る知識の普及及び向上に関する事業 (4) 鍼灸マッサージ学術の振興及び研究に関する事業 (5) その他前各号に附帯する又は関連する一切の事業</p>	
役員に関する事項	北九州市八幡西区岩崎二丁目19番29号	
	代表理事	越智和明
	理事	越智和明
	理事	佐藤誠治

これは登記簿に記載されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

(福岡法務局北九州支局管轄)


平成24年 6月 5日

福岡法務局八幡出張所
 登記官

樋口 恵 二





(公) (証) (人) (役) (場)	
(1)	平成 2 1 年 第 8 1 号
(2)	認 証
(3)	この定款の設立時社員である越智和明及び同佐藤誠
(4)	治は、本公証人の面前で、本定款中の各自の記名押印
(5)	を自認すると述べた。
(6)	よってこれを認証する。
(7)	平成 2 1 年 6 月 1 6 日、本公証人役場において。
(8)	北九州市八幡西区黒崎三丁目 1 番 3 号
(9)	菅原第一ビルディング 3 階
(10)	福岡法務局所属
(11)	公証人 阿部由雄 
(12)	
(13)	
(14)	
(15)	
(16)	
(17)	
(18)	
(19)	
(20)	